

会 議 録

附属機関又は 会議体の名称		令和6年度 豊島区収納対策本部 第3回 私債権等検討部会
事務局（担当課）		区民部税務課
開催日時		令和6年10月31日（木）10時00分～10時27分
開催場所		本庁舎508会議室
議 題		1 令和6年度 私債権等管理支援事業の進捗について 2 23区の債権管理等実施状況（特別区経理課長会調査）について
公開の 可否	会 議	<input type="checkbox"/> 公開 <input checked="" type="checkbox"/> 非公開 <input type="checkbox"/> 一部非公開 傍聴人数 0人 非公開・一部非公開の場合は、その理由 極めて専門的かつ内部的な内容を含み、豊島区行政情報公開条例第7条第5号に該当する ため
	会 議 録	<input type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 非公開 <input checked="" type="checkbox"/> 一部非公開 非公開・一部非公開の場合は、その理由 極めて専門的かつ内部的な内容を含み、豊島区行政情報公開条例第7条第5号に該当する ため
出席者	委 員	子ども家庭部長（副部会長）、国民健康保険課長、生活福祉課長、西部生活福祉課長、 子育て支援課長、収納推進担当課長（事務局）
	そ の 他	住宅課住宅管理グループ係長（代理出席）
	事 務 局	税務課債権管理支援グループ課長補佐、同主任
提出された資料		資料1-1 令和6年度 私債権等管理支援事業の進捗について 資料1-2 弁護士催告実施状況（令和6年9月30日現在） 資料2-1 23区の債権回収業務実施状況（令和6年4月現在） 資料2-2 23区の債権管理実施状況（令和6年6月現在）

審 議 経 過

案件 1：令和 6 年度 私債権等管理支援事業の進捗について

(1) 案件の説明

資料 1-1・資料 1-2 について収納推進担当課長から説明。

(2) 主な意見と質疑

【子育て支援課長】

子育て支援課も弁護士による催告を依頼しているが、児童手当返還金の債務者で何名か反応があったと聞いている。児童手当は、遡及して区外へ転出した方や、所得更正があった方など、どうしても毎年返還金が発生してしまう。弁護士による催告という、今までとは違うアプローチで反応があったのは良かったと思う。

また、女性自立援助資金貸付金は、債務者が残り 3 名となっている。毎月少額で支払っている状態に対応に苦慮している。このままでは、払い終わるまでかなりの時間がかかってしまうので、弁護士とも相談しながら、毎月の返還額を増額できないか交渉していきたい。

【収納推進担当課長（事務局）】

分納誓約も最大で 5 年程度が目安と弁護士から聞いている。月に 1,000 円といった分納金額では、完納まで何十年もかかり、債権管理上は望ましくない。所管課の判断にはなるが、徴収停止や債権放棄も状況に応じて必要である。

【子ども家庭部長（副部長）】

分納の基準を標準化するために、その内容をマニュアルに入れた方が良いかと思う。担当者が判断に困る。

【西部生活福祉課長】

生活保護に特化した債権管理研修を実施してもらい、職員の意識も向上しているように思う。

【子ども家庭部長（副部長）】

事務手続を標準化しないと、人に頼ることになってしまう。その担当が人事異動になれば、また元に戻ってしまう。

【事務局】

全庁共通の債権管理マニュアルを現在見直し中で、今年度中に全面改訂する予定である。

(3) 結論

令和 6 年度 私債権等管理支援事業の進捗について一同了承。

案件 2：23 区の債権管理等実施状況（特別区経理課長会調査）について

(1) 案件の説明

資料 2-1・資料 2-2 について収納推進担当課長から説明。

(2) 主な意見と質疑

【子ども家庭部長】

豊島区は令和5年度に2件の債権管理に関係する訴訟を行っている。

【事務局】

1件は、住宅課の建物明渡請求に伴う未払家賃の請求であり、もう1件は生活保護の医療扶助費の不正に関する訴えの提起である。

【生活福祉課長】

医療機関が基準を満たしていなかったことによる返還金請求である。

【住宅課住宅管理グループ係長】

住宅課の案件は、建物明渡請求がメインとなっている。

【子ども家庭部長（副部長）】

私債権等管理支援事業は、政策経営部の事業見直しの対象にもなっているが、現在の実績だけでは今後厳しいものがある。相談や研修、催告だけではなく、やはり法的措置も含めて一定の額を回収したという実績が必要である。最終的には、ノウハウを積み重ねて、弁護士がいなくても区職員が訴訟まで持っていけるような力が付けば良いと思っている。各課には、弁護士の助けも今は得られるので、法的措置も含めて積極的に活用してもらいたい。

(3) 結論

23区の債権管理等実施状況（特別区経理課長会調査）について一同了承。

【収納推進担当課長（事務局）】

次回の部会は1月に開催し、予算委員会に向けた準備を行う。その内容を「としま未来会議」に報告し、2月の予算委員会に臨む。

【子ども家庭部長（副部長）】

以上をもって「豊島区収納対策本部 第3回私債権等検討部会」を終了する。